

七生養護学校「こころとからだの学習」裁判

原告勝訴 被告（都・3都議）控訴

原告も控訴してたたかいます！

“車の両輪”の金崎元校長の処分取り消し裁判は、控訴審でも勝訴しました！（4/9）

2003年都議会本会議で、土屋敬之都議（板橋区・民主党）が「最近の性教育は（中略）世間の常識とはかけ離れたものになってい」る、「ある都立養護学校の教諭は、小学部の児童に『からだのうた』を歌わせています」と、都立七生養護学校の性教育を非難しました。この質問に対しては筋書き通り、石原知事は「どれを見ても、あきれ果てるような事態」、横山教育長も「極めて不適切な教材」という答弁が行われ、この2日後の同校保健室への都教委・都議の「視察」から、教材の持ち去り、教員への「『からだのうた』を歌わせたか」「教材の人形を使ったか」だけを聞く聞き取り、厳重注意、年間指導計画の強制的変更、人事異動による教員の他校への配転、そして関係プレーのような産経新聞の非難報道が繰り返されました。

今年3月12日、東京地裁判決は、3人の都議（土屋氏他、古賀俊昭氏<日野市・自民>、田代博嗣氏<世田谷区・自民>）の保健室視察における言動について「もはや単なる視察の場における対等な当事者間の意見交換であるということではできず、本件性教育を実践している同原告らの名誉感情を違法に侵害するものであって、侮辱に当たる」、「『教育への不当な支配』にもあたる」としました。また、都教委に対しては、この都議らの違法行為から「教員を保護するよう配慮すべき職務上の義務に違反したもので違法、さらに、性教育を理由とした厳重注意については原告10人には違法に当たるとして賠償せよ、としたのです。

この判決は、旧教育基本法第10条違反を都議と都教委に適用したこと、厳重注意という事実上の処分（被告は実害のない「指導」と主張）に対し、違法とした上で一人20万円という損害賠償額を認めたこと、そして、それらの判断を支えた基本認識に、知的障害児への教師たちの熱心な関わりへの共感と、障害の状況や課題が一人ひとり違う障害児への教育には、教育現場の自主性が不可欠であることの認識があったのだと思います。しかし、判決の不十分さもあります。憲法上の保障である「教育の自由」を侵害したとの原告主張を認めず、また、産経新聞の不当な介入を認めなかったこと、などです。

被告東京都と3都議は控訴しました。都は都民の税金で市民を相手に裁判を続けます。原告も判決を検討した結果、不十分さもあり、被告の土俵だけでたたかうより、原告も控訴し、東京の教育に生気をよみがえらせることにさらに力となる判決をめざしてたたかいます！（裏面「控訴声明」参照）

みなさん、これまでのご支援ありがとう、今後もいっそうのご支援を！ ころよりお願いいたします！

「ここから裁判」を支援する全国連絡会 <http://kdkara.org>

連絡先 Tel: 042-587-3590 (日野市民去勢事務所) Fax: 03-3535-2755 (児玉去勢事務所)

ゆうちょ銀行振替口座番号 00150 8-351743 口座名「こころとからだの学習裁判支援全国連」